

インボイスによる消費税の確定申告

インボイス番号を登録した人は、所得税に加えて消費税の確定申告をしなくてはなりません。

・2年前の売り上げを確認してください

インボイス登録をした人が今回（令和6年度）の確定申告で2割特例を使えるかは、2年前の売り上げ額が1000万円を超えているかで決まります。計算会の会場には、令和4年度の売り上げ額と消費税申告の有無が分かる資料をお持ちください。

・売り上げの発生を確認できる資料を

売り上げの締め日が20日、25日などの場合は、1月の請求から前年12月分の締め日の後分を引き、12月の請求に締め日後の12月31日までの売上を足して計算します。

仕事の記録を取っている手帳やカレンダー、何日にやった仕事か



わかる請求書の控えなど、売り上げの発生日を確認できる資料を持ってきてください。

・所得税は3月17日（月）、消費税は3月31日（月）が申告期限

今年の所得税の申告・納付期限は3月17日（口座引き落としにしている人は4月21日納付）、消費税の申告・納付期限は3月31日（口座引き落としにしている人は4月30日納付）です。

支部によっては後の日程の計算会場が混雑することもあります。会場で必要な情報が足りないと分かった時に対応できるよう、日程に余裕を見ておきましょう。

尾北民商会

2025年
2月24日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

民商の仲間を増やして私達の権利を守ろう！

収受印の押された確定申告書の控えは、自営業者にとって自身の営業や所得を証明するものです。融資や補助金、職業組回国保、保育園の申し込みなど、様々な場面で申告書控えを使ってきました。税務署に提出した証の収受印が押されていることが、書類に記載された内容の信頼性を他者に対しても担保してきました。

しかし国税庁・税務署は今年1月1日から提出書類に収受印を押さないとして、印自体も受付から撤去してしまいました。

この変更による一番の問題点は、納税者の手元に申告したことを証明するものが残らないことです。税務署側が提出を受けた確定申告書を紛失した場合、納税者が無申告者として扱われる恐れがあります。

今、業者の権利が次々と侵害されています。昨年4月には税務相談停止命令制度が施行されました。

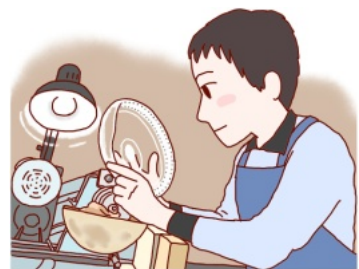
補助金申請詐欺の指南などのニセ税理士問題を理由として成立しましたが、これらを取り締まるなら以前からの法で十分であり、政府の目的は納税者の

自主申告運動に国が介入し弱体化を図ることにあります。

また2023年10月からの消費税インボイス制度の実施は、下請を前提とした多様な業界の商取引を抑制し、制度理解と納税の余裕のない消費税申告者を大きく増やしました。国税庁・税務署がその分の調査数を増やそうとすれば、効率のために人権を無視した税務調査や徴収、倒産に追い込む差し押さえなどが増加する可能性があります。

消費税は規模が小さくなるほど納税が困難になります。だからこそ免税点制度があるのであり、払えない業者にも事務と納税の負担を押し付けるインボイス制度は間違っています。

営業権、自主申告権を奪わせないために、逆風の中でも私たちは連帯して自分を守らねばなりません。まわりに確定申告で困っている業者はいませんか。民商にご紹介ください。



3・13では小牧税務署の駐車場に車を止めないでください！

重税反対全国統一行動に参加する方をお願いします。当日は小牧政務所の駐車場に車を止めないでください。民商の仲間が一般の納税者を締めだしてしまう事態は避けましょう。

江南市民文化会館からは9：00に貸し切りバスが出発します。乗用車に乗り合わせていく場合も、小牧駅などの有料駐車場をお願いします。